

定 款

株式会社 加藤興業

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社加藤興業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事、石工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事、管工事、造園工事の設計・施工の事業
2. 建築、土木工事用資材の販売事業
3. 産業廃棄物収集運搬処理事業
4. 建築、土木工事用機械器具リース事業
5. 道路、河川、公園、池苑の清掃事業
6. 一般労働者、特定労働者派遣事業
7. 前記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県和光市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、240株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は、株式については株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の売渡し請求)

第8条 当会社の株式つき相続その他一般承継により取得した者に対し、株主総会の決議により、当該株式を当会社に売渡すよう請求することができる。

(特定の株式からの取得に関する定め)

第9条 当社は、会社法第160条の規定による特定の株主からの自己株式の取得の決定につき、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第10条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として、株主名簿に記載された者、または、その相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名または記名捺印して、共同して請求しなければならない。

ただし、次の場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

- 一 株式取得者が、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者、またはその一般承継人に対して株主名簿記載事項を記載の意思表示をなすべきことを命じる確定判決を得て請求したとき。
- 二 株式取得者が、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者が、株主名簿記載事項記載の意思表示をする旨を記載した和解調書、その他、前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求したとき。
- 三 会社法第142条第1項の通知をした者が、同法第137条第1項の請求をした者に対し、同法第142条第2項の供託をしたこと、または同法第144条第6項の規定により代金の支払いがあったものとみなされる供託をしたことを称する書面を提出して請求したとき。
- 四 株式取得者が、株主として株主名簿に記載された者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求したとき。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使し、又は配当金を受うべく株主、又は行使すべき質権者とみなす。

- ② 前項のほか、株主として議決権を行使し又は配当金を受うるべく者、又は質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役の決議により、予め公告して一定の日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者、又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の書式により、その氏名、住所、宛て先及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 15 条 当会社の株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集手続の省略)

第 16 条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がそれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席総株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(書面による決議)

第 19 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会設置会社)

第 20 条 当会社には、取締役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は 5 名以内、監査役は 1 名とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 22 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第 23 条 取締役の任期は選任後 10 年内、監査役の任期は選任後 10 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に辞任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に辞任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 24 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役の招集通知は、開催日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第 25 条 当会社には、代表取締役を 1 名置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 当会社を代表する取締役は社長とする。

(役付取締役)

第 26 条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって取締役の中から副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(報酬)

第 27 条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 28 条 当会社の営業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

配当金はその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第 30 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令によるものとする。